

**刈谷市自治基本条例  
検証結果に対する方針素案**

平成27年12月

刈谷市

<b>1</b>	<b>自治基本条例の検証について</b> .....	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>市の方針について</b> .....	<b>1</b>
	(1) 参加及び協働.....	1
	(2) 子どもへの責務.....	2
	(3) 条例の検証.....	2
	(4) 条例の啓発.....	3
<b>3</b>	<b>備考</b> .....	<b>3</b>

---

---

## 1 自治基本条例の検証について

---

---

平成23年4月1日に施行された「刈谷市自治基本条例」は、市民主体の自立した地域社会を構築し、住みやすく魅力的な刈谷市を実現していくことを目的として、自治に必要な基本的ルールを定めた条例であり、第23条には、「条例施行後5年を超えない期間ごとにこの条例の内容について検証」を行う旨定めています。

この条項に基づき、「刈谷市自治基本条例検証委員会（以下、「検証委員会」という。）」を設置し、委員の様々な意見を「刈谷市自治基本条例検証報告書」としてとりまとめしました。

---

---

## 2 市の方針について

---

---

平成27年11月25日付けで検証委員会より刈谷市長あてに提出された「刈谷市自治基本条例検証報告書」を受け、特に活発に議論された検証委員会の意見に対する市の方針を掲載しています。

### (1) 参加及び協働

#### 検証された現行条文

##### 第5章 参加及び協働

第20条（コミュニティ） 第21条（危機管理） 第22条（住民投票）

##### 【参考】

第4条（自治の基本原則）

（2）共存・協働の原則 市民、議会及び市長その他の執行機関は、各々の考え等を尊重した上で、互いの特性をいかし合い、協力してまちづくりを進める。

#### 検証委員会の意見

第5章の章題は「参加及び協働」となっていますが、第4条第2号「共存・協働の原則」と同じように「協働」の理念を支える不可欠な要素である「共存」を加えた方が良いと考えます。

#### 市の方針

第4条第2号「共存・協働の原則」にて各々の考えや思いを知り、それを認めていく旨の「共存」の理念が込められているため、第5章「参加及び協働」という標記で条例が目指す意図は表現できると判断し、現状は「協働」としています。

しかし、ご指摘のとおり表現がより望ましいと考えていますので、第5章「参加及び共存・協働」と改めていく方針です。

## (2) 子どもへの責務

### 検証された現行条文

#### 第3章 自治を担う主体

##### 第10条 (子どもへの責務)

市民、議会及び市長その他の執行機関は、お互いの協力の下、次世代を担う子どもが健全に成長できる環境をつくるよう努めなければならない。

### 検証委員会の意見

第10条の「子どもへの責務」を第3章「自治を担う主体」に位置付けていることは自治を担う市民、市長、議会等が子どもに対して健全に成長できる環境をつくる責務を負っていることを強調しているが、第5章「参加及び協働」に位置付けて、「お互いの協力」という視点を強調する方が望ましいと考えます。

また、子どもが自立して育っていく力を付ける「子育て」の視点を常に持ち続けることや、安心して子どもを生み育てられるまちを目指していく表現を加えることを検討すると良いと考えます。

### 市の方針

ご指摘のとおり、「お互いの協力」という視点を強調する方が望ましいことから、第10条の子どもに関する条文は第3章「自治を担う主体」から第5章「参加及び協働」へ編入していく方針です。

また、併せてこの条文に安心して子どもを生み育てられるまちを目指していく表現も加えていく方針です。

なお、「子育て」の視点については、「子どもが健全に成長できる環境」に「子どもが自立して育っていく力を付ける環境」も含まれていると考えていますので、解説書などでわかりやすく表現していきます。

## (3) 条例の検証

### 検証された現行条文

#### 第6章 雑則

##### 第23条 (条例の検証)

市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとにこの条例の内容について検証し、必要が生じた場合には見直しを行うものとする。

### 検証委員会の意見

理念を述べた条例であることから安易に考え方を変わるものではないことを前提に、今回の検証にて文言など変更すべきと思われる点は洗い出すことが出来たため、今後は大きな社会情勢の変化後や市の基本的な方針を変更するときなど“必要に応じて”検証を行うことが効率的・効果的であると考えます。

具体的には数年ごとではなく基本的な方針を見直すタイミングを活用して検証し、大きな社会情勢の変化があったときはすみやかに対応すれば良いと考えます。

## 市の方針

ご指摘のとおり、今後は大きな社会情勢の変化後や市の基本的な方針を見直すときに検証を実施していく方針です。

まず、大きな社会情勢の変化があったときは、すみやかに検証に向けた対応をします。

また、基本的な方針を見直すタイミングとして、自治基本条例の理念を汲んだ最上位計画である総合計画策定時に多くの市民や有識者を交えて市の基本方針を再確認、場合によっては練り直しをするため、この場を活用していきます。自治基本条例は、総合計画の施策内容にも影響してくることから連動して検証することが効率的・効果的であると考えています。

以上のことから、効率的・効果的な行政経営を目指して、**5年を超えない期間ごとと期限を設けるのではなく、必要に応じて検証していく旨の表現に改める**方針です。

## (4) 条例の啓発

### 検証委員会の意見

全体的な自治の意識の底上げをするために自治基本条例の啓発活動を推進すべきであり、実際に自治を担っている大人たちの自治基本条例に触れる機会の創出や、学生であれば実際に自治を体験できる場などを活用して、連動して啓発していくなど色々な形で自治が浸透していくことが望ましいと考えます。

### 市の方針

市民が主役となって魅力的なまちをつくる必要性を感じてもらえるような、わかりやすく興味を持てるような方法で効果的な啓発活動を実施していきます。

---

## 3 備考

---

参考資料1 「刈谷市自治基本条例検証報告書」

参考資料2 「刈谷市自治基本条例（現行本文）」

# 刈谷市自治基本条例 検証報告書

平成27年11月

刈谷市自治基本条例検証委員会

<b>1</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>自治基本条例の検証</b> .....	<b>1</b>
	(1) 他の条例等との整合性について .....	1
	(2) 条例の理念に基づく取組みについて .....	2
	(3) 他市町村条例との比較について .....	2
	(4) 条例の啓発について .....	4
<b>3</b>	<b>おわりに</b> .....	<b>5</b>
<b>4</b>	<b>参考資料</b> .....	<b>6</b>
	(1) 検証委員会委員 .....	6
	(2) 検証委員会開催概要 .....	6
	(3) 刈谷市自治基本条例についての市民意識調査結果 .....	7

---

---

## 1 はじめに

---

---

平成23年4月1日に、市民主体の自立した地域社会を構築し、住みやすく魅力的な刈谷市を実現していくことを目的として、自治に必要な基本的なルールを定めた「刈谷市自治基本条例」が施行されました。

刈谷市自治基本条例第23条には、「条例施行後5年を超えない期間ごとにこの条例の内容について検証」を行う旨定めています。これは自治の根幹となる条例のため、自治に携わる人が常に関心を持ち続け、社会情勢の変化への対応や条例の理念を再度見つめ直す機会を担保するものとして設けられました。

この条項に基づき、平成27年度は施行後5年目に当たることから、「刈谷市自治基本条例検証委員会（以下、「検証委員会」という。）」を設置し、委員から意見を聴取するなど条例の検証を実施してまいりました。

検証委員会での検証結果を当報告書にてとりまとめたものであります。

---

---

## 2 自治基本条例の検証

---

---

刈谷市にとってよりふさわしい条例になるよう、主に『社会情勢の変化等により見直すべき箇所があるか』、『条例が適正に運用されているか』という視点で検証しました。また、条例の啓発に関しても自治基本条例を広く認知・理解していただく機会を提供する方法について意見を述べました。

### (1) 他の条例等との整合性について

自治基本条例の制定後に、新たに制定又は改正された条例、規則等が「自治基本条例との趣旨に反していないか」検証しましたところ、内容の矛盾点は見当たりませんでした。

また、これらの他の条例などが、「自治基本条例の理念に沿って、効率的・効果的に制定されているか」という点でも検証し、地方分権一括法など新たに市に権限が与えられたことに伴って条例化が必要となったものが多いことから、市によって差が付きにくいものが主でありましたが、家庭的保育事業の条例などは国の基準に比べて手厚く定められており、いわゆる自治基本条例第5条の3「市民は適正な行政サービスを受けることができる」を実現するために、効率的・効果的な考えが込められているなど、市の特色が出されている事項でもありました。

最も特徴的な条例としましては、平成25年10月1日施行の「刈谷市議会基本条例」が挙げられます。自治基本条例第6条及び第7条「議会及び議員の責務」の理念に沿って、市民に信頼される議会、開かれた議会を目指し、議員自らが議員としての自覚と見識を持って、市民の期待に応える決意を明らかにするとともに、議会の基本的な規範を制定したものであります。こちらもまさに、自治基本条例の理念に沿って制定された条例といえます。



## (2) 条例の理念に基づく取組みについて

今回の検証では、自治基本条例の根幹となる第4条の自治の基本原則「参加」「共存・協働」「情報共有」が色濃く出されている事業のうち、何を推進して、そのためにどんな取組みをして、どのような実績があるかを洗い出すことで、この条例の理念の基に適正に取組みを行っているかを確認しました。

例えば、第5条に「市政情報などに関心を持ち、自らができるまちづくりに積極的に参加するよう努める」旨規定されています。この理念を踏まえて、様々な分野における地域で活動する人材の育成を推進するために、「つなぎの学び舎(※1)」の実施によるまちづくりコーディネーター(※2)の育成や、まちづくりコーディネーターの登録制度の立ち上げにより組織的な活動を促し、協働によるまちづくりの推進に取り組みました。

「情報共有」の分野では第8条に「市政運営の方針を明らかにし、開かれた市政運営を行う」旨規定されていることを踏まえ、情報格差解消に向けてNHKデジタル放送やキャッチデジタル放送への市政情報の掲載など報道機関を活用した積極的な情報発信に取り組みました。

なお、他にも理念に基づいた取組みは多くありますが、概ね適正に運用されていました。

## (3) 他市町村条例との比較について

刈谷市にとって追加・修正・削除すべき項目は何かを洗い出すためにまず、他市町村の条例にあって刈谷市にない条文をピックアップし、刈谷市自治基本条例の他の条文にて補完できているかなどを検証しました。この結果、補完できていない具体的な例としては「国際交流関係」「多文化共生」などがあり、また他の条文で補完できているものの「子どもの権利」などは条文として多くの自治体で見られました。これらを踏まえて、以下のとおり重点項目を絞って検証しました。

### 1) 参加及び協働

協働については、共存・協働のまちづくり推進条例を制定していることから、市として協働の重要性を明確に位置付けていること、また他の条例との役割分担においても、自治基本条例は理念を述べて、詳しくは個別の条例などにて細かいルールを定めたうえで整備していることを再確認しました。

また、第5章の章題は「参加及び協働」となっていますが、第4条第2号「共存・協働の原則」と同じように「協働」の理念を支える不可欠な要素である「共存」を加えた方が良いと考えます。

### 2) 環境権

理念や考え方は「住みやすい魅力的なまちづくり」に含まれていることを整理しました。また、『子どもが健全に成長できる環境』のための保育所等建設に対しての『周辺住民の居住環境』の権利など、非常に難しい問題があるため様々な角度から引き続き検討を要請します。

※1 まちづくりコーディネーターを育成するための講座

※2 住みよいまちを実現するため、行政だけでなくNPOや地域団体、企業、教育機関、市民が相互に連携、協働できるよう、各主体の参加や連携を促進させる人

### 3) 子どもへの責務

第10条の「子どもへの責務」を第3章「自治を担う主体」に位置付けていることは自治を担う市民、市長、議会等が子どもに対して健全に成長できる環境をつくる責務を負っていることを強調しているが、第5章「参加及び協働」に位置付けて、「お互いの協力」という視点を強調する方が望ましいと考えます。

また、子どもが自立して育っていく力を付ける「子育て」の視点を常に持ち続けることや、安心して子どもを生き育てられるようなまちを目指していく表現を加えることを検討すると良いと考えます。

### 4) まちづくりの関わり方

企業や団体などは社会的な責任を持つため積極的にまちづくりへ参加すべきですが、一般の市民にとってまちづくりの関わり方や意識は様々であることから、市民それぞれのまちづくりの参加の仕方が尊重されても良いと考えます。

### 5) 条例の検証

理念条例であることから安易に考え方を变えるものではないことを前提に、今回の検証にて文言など変更すべきと思われる点は洗い出す事が出来たため、今後は大きな社会情勢の変化や市の基本理念が変わった時に“必要に応じて”検証を行う事が効率的・効果的であると考えます。

具体的には数年ごとではなく基本理念を見直すタイミングを活用して検証し、大きな社会情勢の変化があったときはすぐさま対応すれば良いと考えます。

### 6) その他の事項

第3条第1号の市民の定義について、このまちが住みやすく魅力的なまちとなるために主体的に関わっていこうという思いを持っている企業や団体などをあえて外すものではなく、自治の主役である市民を広く解釈している点を再確認しました。

第5条第2項の知る権利について、自治基本条例の目的は「市民主体の自立した地域社会の構築」であり、市民が自ら考え行動するためには、議会や行政が保有する情報の提供を受けたり、情報を請求できる権利を保障することが不可欠であることから「知る権利」は強調して位置付けられていることを再確認しました。

第20条のコミュニティについて、地域の課題に取り組むことが記載されていますが、防災、防犯、福祉、教育など多岐にわたることから、様々な課題を地域は抱えていることを示した方が良いと考えます。

第21条の危機管理について、自治の基本である自助・互助・公助のうち互助の部分を担当するコミュニティの役割が重要であると考えます。

第4条の自治の基本原則について、第4条第4号「適正な市政運営の原則」は、第4章「市政運営」に『章』として位置付けていますが、第4条第3号「情報共有の原則」に基づいた情報関連が第4章「市政運営」の中で「情報公開」「個人情報保護」といった『条文』として位置付けているなど整合性が図れていないことから、第4条を軸にすべきか検討しましたが、第1条を軸に構成している現在の形で問題ないと考えます。

## 第1条（目的）

この条例は、刈谷市における自治の基本原則（※1）を定め、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関の責務（※2）並びに自治の基本的な事項（※3）を明らかにすることにより、住みやすく魅力的な刈谷市を実現するための市民主体の自立した地域社会を構築することを目的とする。

※1 自治の基本原則 ⇒ 第2章「自治の基本原則」

※2 市民の権利～市長その他の執行機関の責務 ⇒ 第3章「自治を担う主体」

※3 自治の基本的な事項 ⇒ 第4章「市政運営」、第5章「参加及び協働」

## （4）条例の啓発について

これからの刈谷市を市民が主役となって住みやすく魅力的なまちとしていくことをルール化したものが自治基本条例ですが、市民がどれくらい自治基本条例を知っているか市民意識調査を実施したところ認知度は高いものではありませんでした。（P7の『（3）刈谷市自治基本条例についての市民意識調査結果』参照。）検証委員会の意見からも市民にとってまちづくりへの関わり方や意識は様々で市民参加の推進は課題となっています。

そこで全体的な自治の意識の底上げをするために自治基本条例の啓発活動を推進した方が良いと考えており、委員会ではより効果的に知ってもらうためにどのような方法が良いか検討しました。

ある教育現場で「大人が変われば、子どもが変わる。子どもが変われば、未来が変わる。」と言われてるように、まずは大人から自治の意識の底上げを目指す必要があると考えます。

なお、啓発品としてパンフレットを作るのであれば、10歳程度の子どもを対象としたものも用意できると良いと考えます。

### 1）地域の人に向けての啓発

最も基本的な自治の場の一つである自治連合会や公民館連絡協議会で啓発すれば、実際に自治を担っている大人たちが触れ、各々の自治区を見つめ直す良い機会になります。なお、目指すべき市民像が述べられている「刈谷市民の誓い」との違いや関連性なども併せて啓発していくと良いと考えます。

### 2）子どもに向けての啓発

学校であれば生徒会がいわゆる自治にあたりますが、実際に自治を体験できる場などを活用して連動して啓発していくと良いと考えます。また、学校教育の中で自治基本条例に触れる機会を設けることも一つの方法と考えます。自治の正しい知識を学生時代に身につければ、後に良き社会人として自分の住んでいる地域だけでなく、勤務地など様々な場所での活躍が期待できます。このように色々な形で自治が浸透していくことが望ましいと考えます。

---

### 3 おわりに

---

今回の検証により、文言に関するものなど変更した方が良い点はあるものの、社会情勢に大きな変化はないことや、刈谷市が目指しているまちづくりのルールとして問題はないことから、理念を大きく見直すまでには至らないと考えます。

なお、様々な手法を用いて検証を実施しましたが、最も重要なことは自治基本条例の目的である市民主体の自立した地域社会構築に向かっているかを確認することです。現時点では、市の最上位計画である総合計画の進捗管理を活用していくとのことですが、どのような手法が最も効果的・効率的であるかは調査・研究を要すると考えます。

また、共存・協働のまちづくり推進条例に基づいた取組みによる意識調査において、自治会や市民活動団体では色々な出会いや交流、自治意識の向上、地域の計画づくり等の機会の増加、住民会議等の話し合いの場で発言の増加や意識の高まりが感じられているという評価が寄せられています。

しかし一方で、他人任せの風潮があること、参加する人は限られているとする意見もあることから、少しずつ前進しているものの、市民参加の推進は一様でない状況が伺えます。

これらを推進するためにどのような取組みをどのように取り組んでいくべきなのかを自治基本条例の理念に基づいて、市民一人ひとりが主役となるまちづくりを進めていただきたいと思います。

## 4 参考資料

### (1) 検証委員会委員

団体名等	役職等	氏名	備考
名城大学	教授	<small>ノボル</small> 昇 <small>ヒデキ</small> 秀 樹	委員長
自治連合会	会長	<small>オモダカ</small> 面 高 <small>トシフミ</small> 俊 文	委員長 職務代理者
公民館連絡協議会	書記	<small>ハセガワ</small> 長 谷 川 <small>ヒロシ</small> 洋	
飛鳥総合法律事務所	弁護士	<small>カトウ</small> 加 藤 <small>トキヒコ</small> 時 彦	
シルバー人材センター	会長	<small>ハセガワ</small> 長 谷 川 <small>ミツル</small> 満	
特定非営利活動法人 子育て・子育てNPOスコープ	理事長	<small>スギウラ</small> 杉 浦 <small>トキコ</small> 登 喜 子	
愛知教育大学	講師	<small>ショウジマ</small> 生 舘 <small>アキコ</small> 亜 樹 子	

### (2) 検証委員会開催概要

	開催日	場所	会議内容
第1回	平成27年5月13日 (水曜)	市役所 4 階 402 会議室	1 委員長の選出について 2 委員長職務代理者について 3 自治基本条例制定の背景及び概要について 4 検証の進め方について 5 検証作業 ア 他の条例等との整合性について イ 理念に基づく取組みについて ウ 他市町村条例との比較について
第2回	平成27年8月3日 (月曜)	市役所 4 階 402 会議室	1 本日の検証の進め方について 2 協働の取組みについて 3 各項目の検証について
第3回	平成27年10月29日 (木曜)	市役所 3 階 301 会議室	1 刈谷市自治基本条例検証報告書について 2 第2回委員会の質疑事項について 3 刈谷市自治基本条例の啓発について

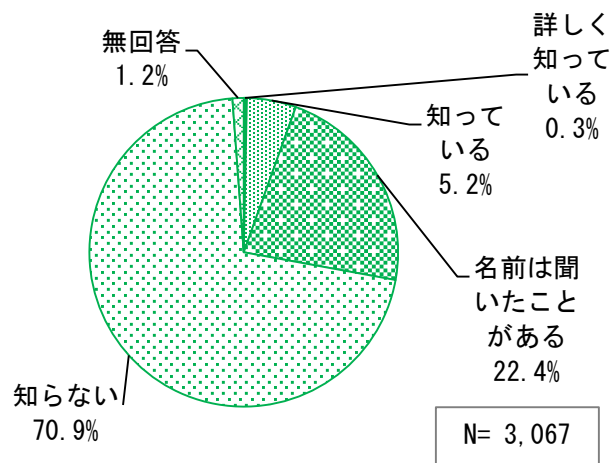
### (3) 刈谷市自治基本条例についての市民意識調査結果

市民の意識を幅広く把握するためのアンケートの中で刈谷市自治基本条例について調査しました。

- 調査対象者 刈谷市内在住の20歳以上の市民から無作為に抽出した5,000人
- 調査期間 平成27年1月7日に配布し、1月30日を回答期限として回収
- 有効回収数 3,067票

#### 1) 刈谷市自治基本条例の認知状況

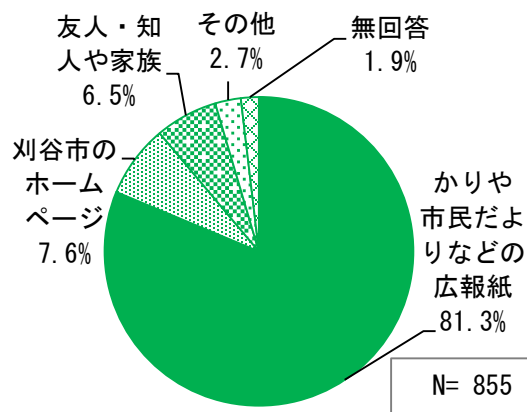
『あなたは、刈谷市自治基本条例を知っていますか』と尋ねたところ、「名前は聞いたことがある」が22.4%、「知っている」が5.2%、「詳しく知っている」が0.3%、あわせて27.9%となっています。



合計	詳しく知っている	知っている	名前は聞いたことがある	知らない	無回答
3,067	10	158	687	2,176	36
100.0%	0.3%	5.2%	22.4%	70.9%	1.2%

#### 2) 刈谷市自治基本条例の認知方法・媒体

上記設問で、「1. 詳しく知っている」、「2. 知っている」、「3. 名前は聞いたことがある」と回答した方に『刈谷市自治基本条例を何で知りましたか』と尋ねたところ、「かりや市民だよりなどの広報紙」が81.3%で最も多く、次いで「刈谷市のホームページ」7.6%、「友人・知人や家族」6.5%となっています。



合計	かりや市民だよりなどの広報紙	刈谷市のホームページ	友人・知人や家族	その他	無回答
855	695	65	56	23	16
100.0%	81.3%	7.6%	6.5%	2.7%	1.9%

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本原則（第4条）

第3章 自治を担う主体（第5条—第10条）

第4章 市政運営（第11条—第19条）

第5章 参加及び協働（第20条—第22条）

第6章 雑則（第23条）

附則

私たちのまち刈谷市は、カキツバタの咲く美しい自然を有し、古くは城下町として栄え、現代に至るまで時代の先駆けとなる多くの人材を輩出し、先人の創意工夫とたゆみない努力により、産業と文化が調和したものづくりのまちとして飛躍的に発展してきました。

このような刈谷らしさを継承して、誰もが住みやすく、誇りの持てるすばらしいまちを守り育て、未来を担う子どもたちへ、さらにその次の世代へと引き継いでいくことが、今を生きる私たちの使命です。

この使命を果たすためには、お互いを尊重しながら、自らの立場と役割を受け止め、共に行動することが大切です。

こうした認識に立ち私たちは、刈谷市における自治の基本理念を明らかにし、市民主体の自立した地域社会を実現するため、ここに自治基本条例を定めます。

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この条例は、刈谷市における自治の基本原則を定め、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関の責務並びに自治の基本的な事項を明らかにすることにより、住みやすく魅力的な刈谷市を実現するための市民主体の自立した地域社会を構築することを目的とする。

（条例の位置付け）

**第2条** この条例は、刈谷市の自治の基本を定める最高規範であり、他の条例及び規則等の制定、

改廃及び運用においては、この条例に定める規定を最大限に尊重し、この条例との整合を図るものとする。

(定義)

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者及び市内において事業又は活動を行う者又は団体をいう。
- (2) 市長その他の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) まちづくり 住みやすく魅力的な刈谷市の実現に向けた市民主体の自立した地域社会を構築するためのあらゆる事業及び活動をいう。
- (4) 市政 まちづくりのうち、議会又は市長その他の執行機関が担うものをいう。

## 第2章 基本原則

(自治の基本原則)

**第4条** 自治の主役は市民とし、その基本となる原則は次のとおりとする。

- (1) 参加の原則 まちづくりは、市民の参加を基本とする。
- (2) 共存・協働の原則 市民、議会及び市長その他の執行機関は、各々の考え等を尊重した上で、互いの特性をいかし合い、協力してまちづくりを進める。
- (3) 情報共有の原則 市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに共有する。
- (4) 適正な市政運営の原則 議会及び市長その他の執行機関は、市民の信託に応えるよう適正な市政運営を行う。

## 第3章 自治を担う主体

(市民の権利及び責務)

**第5条** 市民は、まちづくりに参加することができる。

- 2 市民は、議会及び市長その他の執行機関が保有する情報を知ることができる。
- 3 市民は、適切な行政サービスを受けることができる。
- 4 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、自らができるまちづくりに積極的に参加するよう努めるとともに、参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。



5 市民は、議会及び市長その他の執行機関が発信する情報に関心を持つよう努めるとともに、自らもまちづくりの情報を発信するよう努めなければならない。

6 市民は、行政サービスその他市政の執行に対して、応分の負担をしなければならない。

(議会の責務)

**第6条** 議会は、市政の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、適正な市政運営が行われるよう市長その他の執行機関を監視する機能を果たすとともに、自らも積極的な政策立案及び提言に努めなければならない。

2 議会は、意思決定の内容及び過程を市民に分かりやすく説明し、開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

**第7条** 議員は、市民の代表として、市民との信頼関係の構築に努め、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、市民の意思を把握し、まちづくり全体の観点から適切に判断するよう努めなければならない。

3 議員は、常に自らの審議及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

(市長その他の執行機関の責務)

**第8条** 市長は、市政運営の方針を明らかにするとともに、市民の代表者として、総合的見地を持って公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市長その他の執行機関は、職員を適切に指揮監督して市政運営を行うとともに、職員の能力向上に努めなければならない。

3 市長その他の執行機関は、施策の企画立案、実施等の各過程において、市民に分かりやすく説明し、開かれた市政運営に努めなければならない。

4 市長その他の執行機関は、市民及び議会との協働及び情報共有を推進するために、必要な環境整備を行わなければならない。

5 市長その他の執行機関は、まちづくりに必要な人材を育成しなければならない。

(職員の責務)

**第9条** 職員は、市民全体の奉仕者として、市民との信頼関係の構築に努め、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に職務に必要な知識の習得その他能力の向上に努めなければならない。

(子どもへの責務)

**第10条** 市民、議会及び市長その他の執行機関は、お互いの協力の下、次世代を担う子どもが健全

に成長できる環境をつくるよう努めなければならない。

#### 第4章 市政運営

(市政運営の基本原則)

**第11条** 市長その他の執行機関は、社会情勢の変化に対応した総合的かつ計画的な市政運営を行わなければならない。

2 市長その他の執行機関は、公正かつ効率的な市政運営を行わなければならない。

(総合計画)

**第12条** 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、めざす将来都市像を示した総合計画を策定する。

2 総合計画は市の最上位計画とし、他の計画は総合計画の内容に即して策定する。

(財政運営)

**第13条** 市長は、中長期的な展望に立った財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用するとともに、積極的に多様な財源を確保し、健全な財政運営に努めなければならない。

(行政手続)

**第14条** 市長その他の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上に努め、市民の権利利益を保護するため、迅速かつ適正な行政手続を行わなければならない。

(行政評価)

**第15条** 市長は、総合計画の進捗管理等に関して行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映するよう努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する行政評価を実施するに当たっては、第三者による評価を実施する等、その客観性の確保に努めなければならない。

(情報公開)

**第16条** 議会及び市長その他の執行機関は、市民の知る権利を尊重し、その保有する情報を積極的に公開しなければならない。

(個人情報保護)

**第17条** 議会及び市長その他の執行機関は、個人の権利利益を守るため、その保有する個人情報を適切に管理し、及び保護しなければならない。

(行政組織)

**第18条** 市長その他の執行機関は、市民に分かりやすい機能的な組織体制を整えるとともに、組織を活性化させるため、適切な人材を配置するよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との連携)

**第19条** 市長その他の執行機関は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と相互に連携し、及び協力するよう努めなければならない。

## 第5章 参加及び協働

(コミュニティ)

**第20条** 市民は、自治会、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他地域の課題等に自ら取り組む団体（以下「コミュニティ」という。）がまちづくりの担い手であることを認識し、コミュニティに参加する等、積極的にその活動に関わるよう努めなければならない。

2 コミュニティは、関係する市民の意見を踏まえ、その設立目的を達成するために適切な運営に努めなければならない。

3 議会及び市長その他の執行機関は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を支援するよう努めなければならない。

(危機管理)

**第21条** 市民、議会及び市長その他の執行機関は、災害、犯罪等非常の事態に対し事前に備えるとともに、その対応に当たっては、お互いに協力し、及び連携を図るものとする。

(住民投票)

**第22条** 市長は、市政の重要な事項について、住民（市内に住所を有する者をいう。）の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができる。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

3 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

## 第6章 雑則

(条例の検証)

**第23条** 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとにこの条例の内容について検証し、必要が生じた場合には見直しを行うものとする。

## 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。